

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間中の授業日の実施について

保護者の皆様におかれましては、4月13日からの臨時休業に係る児童生徒の自宅待機につきまして長期に渡り御理解と御協力をいただきありがとうございます。

小中学校においては、6月7日(日)まで臨時休業が延長されましたが、茨城県の要請並びに本市の状況から、6月1日から6月5日まで「本県のコロナ対策指針の基本的考え方について」に基づき、各小中学校において可能な限り感染症対策を行った上で、下記のとおり分散登校を実施することとなりました。

この間に実施される教育活動については、臨時休業期間中に授業日として設けている登校日となります。そのため、当該日は臨時休業日ではないという扱いとなります。

保護者の皆様には、御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 分散登校による学校再開期間
6月1日(月)～6月5日(金)
- 2 日程及び方法
各学校から示されます
- 3 登校日の内容
 - (1) 分散登校による授業日とします
 - (2) 授業については、3時間授業とします
 - (3) 給食は実施しませんが、牛乳のみ提供します
 - (4) 部活動はなしとします
- 4 学校で行う感染症対策(5月22日茨城県発表「学校再開ガイドラインの概要」より)
 - (1) 感染症対策
 - ① こまめな手洗い、手指消毒、マスク着用を徹底します
 - ② 共用部分の消毒(1日1回以上)を行います
 - ③ 換気は、2方向の窓を同時に常時開放します(冷暖房使用時には、休み時間ごとに換気)
 - ④ 登校前に検温と健康状態の確認をおねがいします ※症状があれば自宅休養
 - (2) 登下校
 - ① 感染リスク回避のため、マスクの着用をお願いします
 - ② 周囲との間隔を1メートル以上あけ、会話を控えるよう指導してください
※ 学校でも同様の指導を行い、スクールバスを利用している学校では、登校時に職員が同乗します
 - (3) 授業
 - ① 対面での机配置をせず、机の間隔を確保します
 - ② 大声での発言等を控えるよう指導します
 - ③ 共用の教材・教具・情報機器などは使用前に必ず消毒します
- 5 児童の学校預かりについて
6月1日～6月5日までの分散登校期間について、午後からの登校となる児童については、登校時間まで学校で過ごすことができます。
 - (1) 対象児童
○ 小学校1年生から3年生で午前中1人で過ごすことになってしまう児童
 - (2) 登校方法
○ 昼食を持参し、保護者送迎
○ 午後の授業後は、学校から放課後児童クラブへ通所可能
 - (3) 申込み
○ 各学校へ連絡
- 6 その他
 - 小中学校には、国から児童生徒に4月、5月に1枚ずつ、計2枚の布製マスクの配付が予定されておりますので(4月分は配付済み)御活用ください。また、各小学校には、銚田市からも布製マスクが配付されております。今後は中学校生徒にも配付予定です。
 - 各小中学校では、キッチンペーパーを活用したマスクが用意されております。マスクを準備できなかった児童生徒については、学校に申し出て御活用ください。
 - 6月8日からは、通常登校による授業を行い、給食も提供される予定です。
 - 分散登校期間も、「小学校休業等対応助成金」の対象になります。